

書かない窓口導入事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

本町窓口では、各種証明等の交付申請に関する手続きについて、記載台や窓口カウンターにて氏名、住所、性別、生年月日等を申請書等に手書きで記入する必要がある。加えて、複数の手続きを実施する場合はそれぞれの申請書等に同じ内容を記入しなければならず申請者の負担となっている。

また、記入漏れや記入誤りがあった場合は、確認や訂正に時間を要し、申請者と対応職員双方の負担となっている。

この問題を解決するため本業務では、マイナンバーカード等の IC チップ等に搭載された情報を読み取り、申請書等に印字することで記入量を低減させ、窓口手続きにおける負担軽減を図るとともに、手続き開始から終了までの待ち時間を短縮することで窓口サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 書かない窓口導入業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額 7,377,700円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 和水町又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

4 募集要領等の配布

- (1) 配布期間：令和6年10月30日（水）～令和6年11月14日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- (2) 配布場所：まちづくり課で配布するほか、和水町ホームページからダウンロード可能

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和6年11月8日（金）午後5時必着
- (2) 質疑方法：FAX（着信確認の電話を行うこと。）又は電子メールにより、12に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は指定とする。次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「書かない窓口導入業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和6年11月12日（火）
- (5) 回答方法：質問への回答は和水町ホームページに掲示し、個別には回答しない。

6 参加表明書

- (1) 提出書類（※適宜設定）
 - ア 参加表明書兼誓約書
 - イ 国税及び地方税の滞納がないことの証明
 - ウ 法人登記簿謄本（法人の場合）
 - エ 法人定款（法人の場合）
- (2) 提出期限：令和6年11月15日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着）
- (4) 提出先：12に記載の問い合わせ先

7 企画提案書

- (1) 提出書類（※適宜設定）
 - ア 企画提案書
 - イ 価格提案書
 - ウ 企画提案参加者の同種業務の実績
 - エ 会社概要及び業務実施体制調書
- (2) 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
- (3) 提出期限：令和6年11月22日（金）午後5時まで
- (4) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着）
- (5) 提出先：12に記載の問い合わせ先

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、和 Water 町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3) の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計点の平均が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、和水町ホームページにおいて公表する。また、公表する内容は以下のとおりとする。（案件ごとに適宜設定する）

- ア 候補者の名称、総合点及び選定理由
- イ 参加者（候補者含む）の名称及び合計点
- ウ 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名（選定する場合のみ）

10 契約手続

- （１）契約交渉の相手方に選定された者と和水町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、委託契約を締結する。
- （２）受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、和水町財務規則第80条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- （３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- （１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- （２）企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- （３）参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- （４）参加表明書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- （５）提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- （６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

12 担当部署及び問い合わせ先

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地
和水町まちづくり課 担当：後藤・庄山
電話 0968-86-5721（直通） FAX 0968-86-4215
メールアドレス msui@town.nagomi.lg.jp